

.....
平成15年 第3回 5月(臨時)中間市議会会議録(第1日)

平成15年5月7日(水曜日)

.....
議事日程(第1号)

平成15年5月7日 午前10時00分開会

- 日程第 1 仮議席の指定
日程第 2 選挙第1号 議長の選挙
日程第 3 議会運営委員の選任
日程第 4 議席の指定
日程第 5 会期の決定
日程第 6 選挙第2号 副議長の選挙
日程第 7 常任委員の選任
日程第 8 選挙第3号 遠賀・中間地域広域行政事務組合議会議員の選挙
日程第 9 選挙第4号 中間市行橋市競艇組合議会議員の選挙
日程第10 選挙第5号 中間市外二ヶ町山田川水利組合議会議員の選挙
日程第11 選挙第6号 掘川水利組合議会議員の補欠選挙
日程第12 中間市農業委員会委員の推薦
日程第13 同意第3号 監査委員の選任について
(日程第13 提案理由説明・質疑・討論・採決)
日程第14 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
日程第15 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
日程第16 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
日程第17 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第14～第17 提案理由説明・質疑・討論・採決)
日程第18 議会運営委員会の所管事務の継続調査について
日程第19 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(21名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 中家多恵子君 | 2番 山本 慎悟君 |
| 3番 佐々木晴一君 | 4番 植本 種實君 |

5番	山本 貴雅君	6番	青木 孝子君
7番	久好 勝利君	8番	杉原 茂雄君
9番	岩崎 三次君	10番	堀田 英雄君
11番	井上 久雄君	12番	湯浅 信弘君
13番	掛田るみ子君	14番	香川 実君
15番	上村 武郎君	16番	岩崎 悟君
17番	佐々木正義君	18番	米満 一彦君
19番	下川 俊秀君	20番	片岡 誠二君
21番	井上 太一君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	大島 忠義君	助役	松下 俊男君
収入役	藤井 紅三君	教育長	船津 春美君
総務部長	上田 献治君	市民経済部長	貞末 伸作君
民生部長	勝原 直輝君	教育部長	工藤 輝久君
建設部長	中木 君	水道局長	小南 哲雄君
市立病院事務長	田中 茂徳君	消防長	中村 忠雄君
合併問題対策室長			村田 育男君
地域総合福祉会館長			谷川 博君
総務課長	鳥井 政昭君	企画財政課長	牧野 修二君
指導課長	藤原 孝之君	秘書課長	白尾 啓介君
介護保険課長	是永 勝敏君	税務課長	中野 諭君
社会福祉課長	伊東 久文君	管理課長	栞野 広行君
営業課長	原田 慶雄君		

事務局出席職員職氏名

局長	岡部 数敏君	次長	渡辺 恭男君
書記	赤木 良一君	書記	岡 和訓君
書記	後藤 正則君		

.....

午前10時00分開会

事務局長（岡部 数敏君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は21名でございます。これより議員及び市長以下執行部の皆様方の自己紹介をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、議員から、仮議席の順をお願いいたします。まず、中家議員からお願いいたします。

議員（仮議席1番 中家多恵子君）

中家多恵子です。今後とも、またよろしくお願いたします。

議員（仮議席2番 湯浅 信弘君）

公明党の湯浅信弘でございます。よろしくお願いたします。

議員（仮議席3番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。よろしくお願いたします。

議員（仮議席4番 香川 実君）

公明党の香川です。よろしくお願いたします。

議員（仮議席5番 佐々木正義君）

清風会の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議員（仮議席6番 岩崎 悟君）

清風会の岩崎悟でございます。よろしくお願いたします。

議員（仮議席7番 上村 武郎君）

清風会の上村武郎です。よろしくお願いたします。

議員（仮議席8番 杉原 茂雄君）

自民クラブの杉原茂雄でございます。よろしくお願いたします。

議員（仮議席9番 岩崎 三次君）

明政会の岩崎三次です。よろしくお願いたします。

議員（仮議席10番 堀田 英雄君）

同じく明政会の堀田英雄です。よろしくお願いたします。

議員（仮議席11番 井上 久雄君）

明政会の井上久雄です。よろしくお願いたします。

議員（仮議席12番 久好 勝利君）

日本共産党の久好勝利です。よろしくお願いたします。

議員（仮議席13番 青木 孝子君）

同じく日本共産党の青木孝子です。よろしくお願いたします。

議員（仮議席14番 山本 貴雅君）

日本共産党の山本貴雅です。よろしくお願いたします。

議員（仮議席１５番 佐々木晴一君）

良政クラブの佐々木晴一でございます。よろしくお願いいたします。

議員（仮議席１６番 植本 種實君）

良政クラブの植本種實でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議員（仮議席１７番 山本 慎悟君）

良政クラブの山本慎悟でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議員（仮議席１８番 米満 一彦君）

米満一彦です。よろしくお願いいたします。

議員（仮議席１９番 下川 俊秀君）

岩瀬南町、部落解放同盟中間市協議会副委員長の下川です。よろしくお願いいたします。

議員（仮議席２０番 片岡 誠二君）

自民クラブの片岡誠二でございます。よろしくお願いいたします。

議員（２１番 井上 太一君）

自民クラブの井上太一です。よろしくお願いいたします。

事務局長（岡部 数敏君）

次に、市長からお願いいたします。

市長（大島 忠義君）

市長の大島です。よろしくお願いいたします。

助役（松下 俊男君）

助役の松下俊男と申します。よろしくお願い申し上げます。

収入役（藤井 紅三君）

収入役の藤井紅三でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長（船津 春美君）

教育委員会教育長、船津春美です。よろしくお願いいたします。

総務部長（上田 献治君）

総務部長の上田です。よろしくお願いいたします。

市民経済部長（貞末 伸作君）

市民経済部長の貞末です。どうぞよろしくお願いいたします。

民生部長（勝原 直輝君）

民生部長の勝原です。よろしくお願いいたします。

教育部長（工藤 輝久君）

教育部長の工藤と申します。よろしくお願いいたします。

建設部長（中木 礪君）

建設部長の中木でございます。よろしくお願いいたします。

水道局長（小南 哲雄君）

水道局長の小南です。よろしくお願いいたします。

消防長（中村 忠雄君）

消防長の中村でございます。よろしくお願いいたします。

市立病院事務長（田中 茂徳君）

市立病院事務長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

指導課長（藤原 孝之君）

教育委員会指導課長の藤原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

管理課長（杵野 広行君）

管理課長の杵野です。よろしくお願いいたします。

営業課長（原田 慶雄君）

営業課長の原田です。よろしくお願いいたします。

秘書課長（白尾 啓介君）

秘書課長の白尾です。よろしくお願いいたします。

合併問題対策室長（村田 育男君）

合併対策室の村田でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長（鳥井 政昭君）

総務課長の鳥井でございます。よろしくお願いいたします。

企画財政課長（牧野 修二君）

企画財政課長の牧野でございます。よろしくお願いいたします。

地域総合福祉会館館長（谷川 博君）

地域総合福祉会館の館長の谷川でございます。よろしくお願いいたします。

介護保険課長（是永 勝敏君）

介護保険課長の是永でございます。よろしくお願いいたします。

税務課長（中野 諭君）

税務課長の中野諭と申します。よろしくお願いいたします。

社会福祉課長（伊東 久文君）

社会福祉課長の伊東でございます。よろしくお願いいたします。

事務局長（岡部 数敏君）

次に、議会事務局の職員を私から紹介させていただきます。

私、議会事務局長をしております岡部数敏と申します。どうぞよろしくお願いいたします。次は、議会事務局次長の渡辺恭男でございます。次が、議事係長の赤木良一でございます。次が、庶務係の岡和訓でございます。次が、庶務係の後藤正則でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で紹介を終わらせていただきます。

本臨時会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方

自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、岩崎三次議員が年長の議員でございますので、ご紹介を申し上げます。岩崎三次議員、お願いいたします。

(臨時議長着席)

臨時議長(岩崎 三次君)

ただいまご紹介にあずかりました岩崎三次でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職責を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、市長からごあいさつを述べたい旨の申し出がありますので、これをお受けしたいと思います。大島市長、どうぞ。

市長(大島 忠義君)

おはようございます。本日ここに新しく選ばれました議員各位をお迎えいたしまして、初めての臨時議会が開催されることに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、皆様方、ご当選まことにおめでとうでございます。議員各位におかれましては、去る4月27日執行されました市議会議員選挙において、見事に当選の榮譽を勝ち取られ、本日こうして初の臨時議会が開催される運びになりましたことは、まことにご同慶にたえません。

このたびの選挙で新たにご当選されました議員各位をお迎えし、これから新しい議会運営が行われていくわけでありますが、皆様方には大所高所から我々行政の執行部に対して、さまざまなご意見、そして、あるいはご提案を多々賜うことと存じます。また、私の方からも皆様方にはいろいろとお願いをすることもございますが、中間市勢発展のため、力を携えて頑張ってまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

さて、皆様方ご承知のとおり、昨今、国、地方を取り巻く情勢は大変に厳しいものがございます。とりわけ、地方分権が実行の段階に入った現在、地方自治体、特に基礎的自治体であります市町村は、これまでのように安易に国や県の指導、支援を仰ぐことなく、自己責任、自己決定の原則のもと、さまざまな行政施策を遂行していかなくてはなりません。極めて厳しい本市の財政事情の中で、公共下水道の普及、あるいは学校や社会教育施設など公の施設の維持補修など、いわゆる社会資本の整備促進はもちろんのこと、合併問題や少子・高齢化問題、あるいは環境問題など、今日的行政課題にも待ったなしで取り組んでいかなくてはなりません。

このように、重要かつ困難な行政課題を抱える中で、中間市勢発展のため、私自身、渾身の努力をいたしておりますが、何分にも未熟な者でありますことから、議員各位には今後何かとご迷惑をおかけをすることがあると存じますが、何とぞ温かいご理解をいただきまして、格別のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

最後に、議員各位の今後ますますのご活躍とご健勝を祈念いたしまして、甚だ簡単、措辞ではありますが、ご当選のお祝いのごあいさつとさせていただきます。皆様、今後ともよ

ろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

臨時議長（岩崎 三次君）

これより平成15年第3回中間市議会臨時会を開会し、直ちに会議を開きます。

.....

日程第1．仮議席の指定

臨時議長（岩崎 三次君）

これより日程第1、仮議席の指定を行います。

議事進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

.....

日程第2．選挙第1号

臨時議長（岩崎 三次君）

次に、日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

臨時議長（岩崎 三次君）

ただいまの出席議員は21人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

臨時議長（岩崎 三次君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（岩崎 三次君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

臨時議長（岩崎 三次君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

.....

1番 中家多恵子議員

2番 湯浅 信弘議員

3番	掛田 るみ子議員	4番	香川 実議員
5番	佐々木正義議員	6番	岩崎 悟議員
7番	上村 武郎議員	8番	杉原 茂雄議員
10番	堀田 英雄議員	11番	井上 久雄議員
12番	久好 勝利議員	13番	青木 孝子議員
14番	山本 貴雅議員	15番	佐々木晴一議員
16番	植本 種實議員	17番	山本 慎悟議員
18番	米満 一彦議員	19番	下川 俊秀議員
20番	片岡 誠二議員	21番	井上 太一議員
9番	岩崎 三次議員		

.....

臨時議長（岩崎 三次君）

投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（岩崎 三次君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

臨時議長（岩崎 三次君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に井上太一君及び堀田英雄君を指名いたします。よって、両君の立ち合いを願います。

（開票）

臨時議長（岩崎 三次君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票21票。有効投票中、杉原茂雄君17票、久好勝利君3票、植本種實君1票。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、杉原茂雄君が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました杉原茂雄君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。杉原茂雄君。（拍手）

この際、杉原茂雄議長にごあいさつをお願いいたします。

議員（仮議席8番 杉原 茂雄君）

皆さん、当選おめでとうございます。多数の議員さんのご推挙をいただきまして、議長を拝命いたしました。就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

24名から3名減員いたしまして、いささかなりとも行財政改革のお役に立とうという、そういう3名減員の厳しい選挙戦でありました。と同時に、市民各位のいろいろな期待や

願い、思いというものを21名の議員各位に負託をされまして、当選されてまいっておりますのであります。

今日の置かれております情勢は、まことに厳しい環境下にあります。大島市長の大島丸という船が、座礁することなく運航できるか否か、まさに議会の議員の各位に課せられた今後の議員活動、議会活動の推移によるものと思います。議会としての行政執行部の提起されてくる政策や財政方針、諸問題について、議会としての機能が充分発揮されるべく、各議員のお考え、各党派、議員集団の考えを大いに討論、論議をしながら、議会としての責任、責務を果たしていくことを心から願っておりますのでございます。

そういう立場から、今後の議会運営、これは大島市政の行政執行の表裏をなすものでありまして、そういう政治責任と自覚を果たすべく、今後、皆様方の一層のご指導、ご鞭撻を切にお願い申し上げまして、ごあいさつにかえます。よろしくお願いいたします。(拍手)

臨時議長(岩崎 三次君)

杉原茂雄議長、議長席にお着きをお願いします。

(臨時議長退席、議長着席)

議長(杉原 茂雄君)

暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

.....

午前10時40分再開

議長(杉原 茂雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第3 議会運営委員の選任

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第3、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、片岡誠二君、上村武郎君、湯浅信弘君、堀田英雄君、山本貴雅君、植本種實君、以上6名の諸君を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

この際、議事の都合により、暫時休憩いたします。引き続き、議会運営委員の皆さん方はお集まりをいただきたいと思います。

午前10時42分休憩

.....

午前11時14分再開

議長（杉原 茂雄君）

正副委員長の互選の結果を報告いたします。

議会運営委員会の委員長に片岡誠二君、副委員長に堀田英雄君がそれぞれ当選されました。

次に、ただいまからの議事日程は、お手元に配付しておるとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第4．議席の指定

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。議席番号と議員諸君の指名を職員に朗読させます。

（事務局長朗読）

.....

1番	中家多恵子議員	2番	山本 慎悟議員
3番	佐々木晴一議員	4番	植本 種實議員
5番	山本 貴雅議員	6番	青木 孝子議員
7番	久好 勝利議員	8番	杉原 茂雄議員
9番	岩崎 三次議員	10番	堀田 英雄議員
11番	井上 久雄議員	12番	湯浅 信弘議員
13番	掛田るみ子議員	14番	香川 実議員
15番	上村 武郎議員	16番	岩崎 悟議員
17番	佐々木正義議員	18番	米満 一彦議員
19番	下川 俊秀議員	20番	片岡 誠二議員
21番	井上 太一議員		

.....

議長（杉原 茂雄君）

ただいま朗読のとおり、議席を指定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。休憩中、議席の氏名標及びカバーの取り外しを行いますので、議員の皆さん、議席を移動するようにお願いいたします。

午前11時15分休憩

.....
午前11時20分再開

議長（杉原 茂雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

.....
日程第5．会期の決定

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第5、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は1日間と決しました。

.....
日程第6．選挙第2号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第6、選挙第2号副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（杉原 茂雄君）

ただいまの出席議員は21人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議長（杉原 茂雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（杉原 茂雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	山本 慎悟議員
3 番	佐々木晴一議員	4 番	植本 種實議員
5 番	山本 貴雅議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	久好 勝利議員	9 番	岩崎 三次議員
10 番	堀田 英雄議員	11 番	井上 久雄議員
12 番	湯浅 信弘議員	13 番	掛田るみ子議員
14 番	香川 実議員	15 番	上村 武郎議員
16 番	岩崎 悟議員	17 番	佐々木正義議員
18 番	米満 一彦議員	19 番	下川 俊秀議員
20 番	片岡 誠二議員	21 番	井上 太一議員
8 番	杉原 茂雄議員		

.....

議長(杉原 茂雄君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(杉原 茂雄君)

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に片岡誠二君及び中家多恵子さんを指名いたします。よって、両君の立ち合いを願います。

(開票)

議長(杉原 茂雄君)

投票の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票21票。有効投票中、佐々木正義君17票、青木孝子さん3票、中家多恵子さん1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、佐々木正義君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました佐々木正義君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。当選人。

それでは、この際、佐々木正義副議長にごあいさつをお願いいたします。

議員（17番 佐々木正義君）

ただいま議員の多数の皆様方のご推挙を受けまして、また議長よりの指名でございますので、副議長の席をお受けいたします。本当にありがとうございました。

私、過去、いろいろ仕事をやってまいりましたが、特に今一番問題になっておるのは財政問題でございます。市のアキレス腱にならなければいいがと思っておりますし、また福祉面でもいましばらく勉強をいたし、やっていきたいと思っております。

議長の足手まといにならないように、一生懸命に議会運営に励みますので、今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

.....

日程第7．常任委員の選任

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第7、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、上村武郎君、湯浅信弘君、岩崎三次君、山本貴雅君、佐々木晴一君、米満一彦君、下川俊秀君、以上7名を総務文教委員に、片岡誠二君、佐々木正義君、掛田るみ子さん、井上久雄君、青木孝子さん、山本慎悟君、中家多恵子さん、以上7名を民生経済委員に、井上太一君、植本種實君、岩崎悟君、香川実君、堀田英雄君、久好勝利君、杉原茂雄、以上7名を建設水道委員にそれぞれ指名をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

この際、お諮りいたします。議長は、その職務から、常任委員会に属することなく、総合的な立場において議会を運営することが適当であると考えますので、建設水道委員を辞任することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、議長は建設水道委員を辞任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。この休憩中に、各常任委員会の正副委員長の互選を行うため、委員会を招集いたします。各委員は直ちに委員会を開催の上、その結果を報告願います。休憩時間を午後1時までといたします。

午前11時30分休憩

.....

午後1時00分再開

議長（杉原 茂雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、次の日程に入ります前に、只今の休憩中に開催の各常任委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務文教委員長に上村武郎君、民生経済委員長に井上久雄君、建設水道委員長に岩崎悟君が、また総務文教副委員長に佐々木晴一君、民生経済副委員長に青木孝子さん、建設水道副委員長に植本種實君がそれぞれ当選されました。

.....

日程第8・選挙第3号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第8、選挙第3号遠賀・中間地域広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（杉原 茂雄君）

ただいまの出席議員は21人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議長（杉原 茂雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（杉原 茂雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

.....

- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 中家多恵子議員 | 2番 | 山本 慎悟議員 |
| 3番 | 佐々木晴一議員 | 4番 | 植本 種實議員 |
| 5番 | 山本 貴雅議員 | 6番 | 青木 孝子議員 |
| 7番 | 久好 勝利議員 | 9番 | 岩崎 三次議員 |

10番	堀田 英雄議員	11番	井上 久雄議員
12番	湯浅 信弘議員	13番	掛田るみ子議員
14番	香川 実議員	15番	上村 武郎議員
16番	岩崎 悟議員	17番	佐々木正義議員
18番	米満 一彦議員	19番	下川 俊秀議員
20番	片岡 誠二議員	21番	井上 太一議員
8番	杉原 茂雄議員		

.....

議長（杉原 茂雄君）
投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）
投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

議長（杉原 茂雄君）
開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岩崎悟君及び下川俊秀君を指名いたします。よって、両君の立ち合いを願います。

（開票）

議長（杉原 茂雄君）
投票の結果を報告いたします。
投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票21票。有効投票中、堀田英雄君7票、米満一彦君6票、下川俊秀君5票、山本貴雅君3票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、堀田英雄君、米満一彦君、下川俊秀君が遠賀・中間地域広域行政事務組合議会議員に当選されました。

.....

日程第9・選挙第4号

議長（杉原 茂雄君）
次に、日程第9、選挙第4号中間市行橋市競艇組合議会議員の選挙を行います。
議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（杉原 茂雄君）
ただいまの出席議員は21人です。
投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

議長(杉原 茂雄君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(杉原 茂雄君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1番	中家多恵子議員	2番	山本 慎悟議員
3番	佐々木晴一議員	4番	植本 種實議員
5番	山本 貴雅議員	6番	青木 孝子議員
7番	久好 勝利議員	9番	岩崎 三次議員
10番	堀田 英雄議員	11番	井上 久雄議員
12番	湯浅 信弘議員	13番	掛田るみ子議員
14番	香川 実議員	15番	上村 武郎議員
16番	岩崎 悟議員	17番	佐々木正義議員
18番	米満 一彦議員	19番	下川 俊秀議員
20番	片岡 誠二議員	21番	井上 太一議員
8番	杉原 茂雄議員		

.....

議長(杉原 茂雄君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(杉原 茂雄君)

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に上村武郎君及び米満一彦君を指名いたします。よって、両君の立ち合いを願います。

(開票)

議長(杉原 茂雄君)

投票の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票17票、無効投票4票。有効投票中、山本慎悟君6票、上村武郎君6票、片岡誠二君5票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、山本慎悟君、上村武郎君、片岡誠二君が中間市行橋市競艇組合議会議員に当選されました。

.....

日程第10．選挙第5号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第10、選挙第5号中間市外二ヶ町山田川水利組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

中間市外二ヶ町山田川水利組合議会議員に、花田英敏君、森哲男君、太田吉一君及び田中佳明君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、中間市外二ヶ町山田川水利組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が中間市外二ヶ町山田川水利組合議会議員に当選されました。

.....

日程第11．選挙第6号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第 1 1、選挙第 6 号堀川水利組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

堀川水利組合議会議員に、下川俊秀君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました下川俊秀君を、堀川水利組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました下川俊秀君が堀川水利組合議会議員に当選されました。

.....

日程第 1 2 . 中間市農業委員会委員の推薦

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第 1 2、中間市農業委員会委員の推薦を行います。

今回、推薦を求められております補欠委員は 2 名であります。

お諮りいたします。推薦の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、そのように決しました。

中間市農業委員会委員に、井上太一君及び植本種實君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました諸君を中間市農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を推薦することに決し

ました。

.....

日程第13 . 同意第3号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第13、同意第3号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長(大島 忠義君)

同意案3号監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の監査委員であります佐々木正義氏の任期が、本年4月29日で満了いたしました。つきましては、後任といたしまして、人格が高潔で、中間市の財務管理、経営管理、その他行政運営にすぐれた識見を有しておられます香川実氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意のほど、お願いを申し上げます。

議長(杉原 茂雄君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第3号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより同意第3号監査委員の選任についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(杉原 茂雄君)

ただいまの出席議員は19人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

議長（杉原 茂雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（杉原 茂雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は「賛成」と、また反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	山本 慎悟議員
3 番	佐々木晴一議員	4 番	植本 種實議員
5 番	山本 貴雅議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	久好 勝利議員	9 番	岩崎 三次議員
10 番	堀田 英雄議員	11 番	井上 久雄議員
12 番	湯浅 信弘議員	13 番	掛田るみ子議員
15 番	上村 武郎議員	16 番	岩崎 悟議員
17 番	佐々木正義議員	18 番	米満 一彦議員
19 番	下川 俊秀議員	20 番	片岡 誠二議員
21 番	井上 太一議員		

.....

議長（杉原 茂雄君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（杉原 茂雄君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐々木正義君及び山本慎悟君を指名いたします。よって、両名の立ち合いを願います。

(開票)

議長(杉原 茂雄君)

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成15票、反対4票、以上のとおり賛成多数であります。よって、同意第3号については、これを同意することに決しました。

.....

日程第14 . 承認第1号

日程第15 . 承認第2号

日程第16 . 承認第3号

日程第17 . 承認第4号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第14、承認第1号から日程第17、承認第4号までの専決処分4件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長(大島 忠義君)

承認第1号から承認第4号までは関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

本年3月31日に地方税法の一部が改正をされたことに伴い、中間市市税条例、中間市都市計画税条例及び中間市国民健康保険税条例の一部改正並びに中間市特別土地保有税審議会条例を廃止をする必要が生じましたが、施行日が4月1日となっておりますことから、3月31日付で専決処分したものでございます。

改正の内容について、その概要を説明申し上げます。

まず、住民税の改正であります。

個人住民税につきましては、新たに道府県民税配当割及び道府県民税株式等譲渡所得割が創設をされております。この制度は、平成16年1月1日以降における一定の配当及び株式等譲渡所得に対して道府県が課税し、その支払い者である特別徴収義務者から納入された配当割及び株式等譲渡所得割のうち、3分の2を市町村に交付をする制度であります。基本的には申告不要であります。納税義務者が申告をした場合には、所得割額から当該配当割額及び株式等譲渡所得割額相当額を控除するものであります。

また、商品先物取引に係る雑所得の課税についての改正であります。その名称を先物取引に改め、平成16年度から個人市民税の税率を4%から3.4%に引き下げるとともに、損失の繰越控除を3年間認めるというものであります。

次に、条例改正事項ではございませんが、平成17年度以後の個人住民税について、配偶者特別控除のうち控除対象配偶者に関して、配偶者控除に上乘せして適用される部分の控除を廃止するものであります。これに伴い、約6,000万円の増収を見込んでおります。

次に、たばこ税の改正であります。

市たばこ税の税率を、本年7月1日から、旧3級品以外の製造たばこについて、1,000本当たり「2,668円」を309円引き上げ「2,977円」に、旧3級品の製造たばこについて、1,000本当たり「1,266円」を146円引き上げ「1,412円」とするものであります。この改正により、本年度において約2,000万円の増収を見込んでおります。

なお、7月1日前に売り渡し等が行われた製造たばこを、小売販売業者等が同日に販売のため所持する数量に対して、手持ち品課税を実施することとし、その税率は、さきに述べました各たばこ税率の1,000本当たりの引き上げ額であります309円及び146円とするものであります。

次に、固定資産税及び都市計画税の改正であります。

土地に係る固定資産税につきましては、商業地などの宅地に係る課税標準額の上限を評価額の70%を維持するとともに、引き続き負担水準の均衡化を図る措置を実施するものであります。

なお、都市計画税につきましても、固定資産税と同様の措置を実施することとしております。

次に、特別土地保有税の改正であります。

地価が下落し、資産デフレが進行する中、土地市場をめぐる諸情勢に対応するため、土地流通に関する税負担を軽減するという方向性から、本年度以降、新たな課税を行わないこととしております。このことから、中間市特別土地保有税審議会条例を本年4月1日付で廃止するものであります。

なお、特別土地保有税の課税停止に伴い、当該税収は本年度において211万円の減収見込みであります。

次に、国民健康保険税の次の2点の改正であります。

まず、1点目につきましては、保険税のうち、介護納付金課税額に係る課税限度額を、本年度から「7万円」を「8万円」に引き上げるものであります。これに伴う国保税は、本年度において約80万円の増収見込みであります。

2点目は、先ほど個人住民税の改正でも申し上げましたが、平成16年度から、先物取引における損失の繰越控除を国保税の算定においても認めることとし、住民税との整合性を図ることとしております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本貴雅君。

議員（5番 山本 貴雅君）

承認第1号にかかわる分だと思うんですけども、地方税法の一部改正ということで、個人住民税の分の配偶者特別控除の廃止ということがありました。6,000万円の増収が見込まれているということなんですけども、これ影響を受ける世帯はどのくらいの数になりますか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

中野税務課長の方からお答えをさせていただきます。

議長（杉原 茂雄君）

中野税務課長。

税務課長（中野 諭君）

お答えいたします。

配偶者控除を受けて、さらに配偶者特別控除を受けている人数でございますけれども、5,252名でございます。

以上でございます。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

承認第4号について質問を行います。

まず、対象世帯はどのくらいになるかという点と、これまでの国民健康保険税、医療部分と介護部分があったと思いますけれども、最高限度額はこれまではどのくらいになっていたでしょうか、質問いたします。

議長（杉原 茂雄君）

中野税務課長。

税務課長（中野 諭君）

最高限度額の引き上げの影響を受けます世帯数は、15年4月30日現在、最新のデータでございますが、109世帯でございます。

次に、限度額でございますけれども、基礎課税額が53万円ございまして、介護納付金課税額の改正前の限度額が7万円でございます。合計で60万円ということになっておりました。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分4件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。山本貴雅君。

議員(5番 山本 貴雅君)

承認第1号について、日本共産党を代表し、反対討論を行います。

今回の改定は、国の税制見直しによるものですが、小泉内閣はみずからの構造改革路線によって生み出した経済と財政の破綻を反省することなく、今年度予算で社会保障の改悪や庶民増税によって、さらに国民の暮らしを脅かすものとなっています。

中間市市税条例の一部改定について幾つかの内容がありましたが、その中の配偶者特別控除の廃止についてですが、この改定によって影響を受けるのは主にサラリーマン世帯や年金世帯などで、妻が専業主婦の場合やパートなどで働いていても収入が低い場合です。これによる増税額は、先ほど説明があったように、中間市では約6,000万円、5,000を超える世帯が影響を受け、1世帯当たり約1万円以上の増税ということです。

配偶者特別控除制度、それ自体については「専業主婦だけを優遇し過ぎ」とか、「自営業者世帯と比べて不公平では」などの意見もあり、改善すべき問題がないわけではありません。政府は、「女性の社会的自立のためにも」ということですが、この制度を廃止するのであれば、基礎控除を引き上げるなどのかわりの措置が必要です。ただ廃止するだけでは、家計の負担がふえるだけで、女性の自立にはつながりません。

今年度からの家計に対する社会保障や増税での負担増は、97年に橋本内閣が消費税の税率引き上げや特別減税の廃止、医療制度改悪によって、総額9兆円の負担増を国民に押しつけたとき以上に深刻な事態になります。政府も景気に悪影響を与えるデフレ要因になることを否定できず、デフレ要因を打ち消すための方策として、先行減税を打ち出しています。しかし、ここで恩恵を受けるのは一部の大企業や資産家だけであり、景気対策としては全く役に立つものではありません。

家計の負担をふやし、国民の購買力を奪えば、ますます景気が冷え込んで、財政も悪化し、さらに増税をしなければいけないという悪循環に陥るだけです。今必要なのは、GDPの6割を占める家計を暖かくすることです。国政でも市政でも、皆さんの暮らしを豊かにする経済財政運営で景気を立て直しながら、社会保障制度の拡充や不公正税制の是正、

財政の浪費や政官財の癒着にきちんとメスを入れることなど、国民、市民の立場に立った改革をすることが求められるということを述べ、反対討論を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

承認第4号中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日本共産党市議団を代表いたしまして、反対討論といたします。

先ほどの説明にもありましたように、この条例は国民健康保険税の最高限度額53万円と、40歳から64歳を対象にした第2号介護保険料最高限度額7万円、合計60万円であったものをさらに介護保険料1万円の引き上げをし、合計61万円とするものです。長引く不況のもとで、増税が次々計画される中、今でも高い国保税に上乘せする市民負担増となってまいります。

介護保険導入前の介護サービスは、措置制度と医療保険制度で行われてきましたが、国は介護保険制度の導入に当たり、国の負担を今まで負担していた2分の1からその半分に減らしてしまいました。2000年度の国庫負担の25%分を金額にすると9,500億円になり、これに40歳から64歳の介護保険料に含まれる国庫負担分の2,900億円を合計すると1兆2,400億円となり、給付費の32.6%に当たります。

一方、国民の負担する介護保険料の総額は1兆6,000億円で、給付費総額の42.4%となり、国庫負担額より大きくなりました。これまで行われてきた措置制度の国庫負担の割合は45%で、国民負担の割合は26.3%で、介護保険の導入により、その負担割合が逆転してしまいました。国庫負担の差額が国民の保険料の負担による増加分になっています。

日本共産党は、国庫負担額を給付費の50%に引き上げ、反対に保険料による国民負担を25%に引き下げようとして提案をしています。これは、これまで政府が行ってきた国庫負担額に8,000億円を増額すれば可能な額です。財源の確保は、国民から強い批判を受けている、国と地方を合わせて公共事業に50兆円、社会保障に20兆円という、逆立ちした財政のあり方を変えればできることです。

以上、反対討論といたします。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより専決処分4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず承認第1号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立によ

り採決をいたします。ただいま議題となっております承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決をいたします。ただいま議題となっております承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第3号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第4号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

.....

日程第18 議会運営委員会の所管事務の継続調査について

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第18、議会運営委員会の所管事務の継続調査についてを議題といたします。議会運営委員長から、議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続審査申し出書が提出されております。

お諮りいたします。申し出のとおり、閉会中の継続調査を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査を承認することに決しました。

.....

日程第19．会議録署名議員の指名

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第19、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において香川実君及び植本種實君を指名いたします。

.....

議長（杉原 茂雄君）

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成15年第3回中間市議会臨時会は、これにて閉会をいたします。

午後1時46分閉会

.....

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

臨時議長 岩 崎 三 次

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 香 川 実

議 員 植 本 種 實

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

臨時議長

議 長

議 員

議 員